

感対号外
令和3(2021)年7月6日

各関係団体等の長 様

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部長

職場における積極的な検査等の実施について（依頼）

本県の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日頃から特段の御理解、御協力をいただき御礼申し上げます。

このことについて、別添「職場における積極的な検査等の実施手順（第2版）について」（令和3年6月25日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部・内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡）により、抗原簡易キットを使用した職場での検査実施手順等が示されました。

つきましては、貴団体員等に対し、本事務連絡と併せて、体調が悪い場合には出勤せず、自宅療養すること及び職場での抗原簡易キットの使用は医療機関の受診に代わるものでないため、抗原簡易キットの使用により受診が遅れることのないようにすることについて、周知くださいますようお願いいたします。

加えて、本事務連絡において、感染拡大地域では事業所内で最初に検査結果が陽性となった者が患者と診断された場合には、保健所の了承を得た上で検査を実施するとの取扱が示されておりますが、これは緊急事態宣言対象地域またはまん延防止等重点措置区域における臨時的な対応であり、実施にあたりましては、管轄保健所と十分協議いただき、積極的疫学調査に御協力いただきますよう、併せて周知をお願いいたします。

（ 栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局
感染対策グループ TEL 028-623-2841 ）